

■ Article ■

みなし譲渡／個人から法人への取引相場のない株式の譲渡（納税者逆転勝訴）

～ 配当還元方式の適否— 評価通達188の(3)の議決権割合の判定方法～

平成30年7月19日東京高裁判決（原判決変更、却下・全部取消し）

（上告受理申立て）Z888-2198

税理士 依田 孝子

はじめに

個人から法人へ著しく低い価額の対価による取引相場のない株式の譲渡があった場合、「その時における価額」に相当する金額により、譲渡があったものとみなされる（所法59①二、所令169）。そして、所得税基本通達59-6では、売買実例のある株式等を除き、「その時における価額」とは、原則として、同通達59-6の(1)から(4)までによることを条件に、財産評価基本通達（以下、評価通達）の178から189-7まで（取引相場のない株式の評価）の例により算定した価額とする旨を定めている。

平成30年7月19日東京高裁では、「その時における価額」について、配当還元方式により算定された価額か、類似業種比準方式により算定された価額かが争われ、具体的には、所得税基本通達59-6の(1)の条件下において、配当還元方式が適用される評価通達188《同族株主以外の株主等が取得した株式》の(3)の株式該当性を判断する場合、株式の取得者の「取得後の議決権割合」により判定するのか、譲渡人の「譲渡直前の議決権割合」により判定するのが争点となった。

I 事案の概要

① A社の代表取締役であった被相続人庚（平成19年12月相続開始）は、自身の有していた同社の株式のうち72万5,000株（本件株式）を、平成19年8月、B社に対して譲渡（本件株式譲渡）した。

② 庚の相続人であり相続により庚の平成19年分の所得税の納付義務を承継した控訴人らは、本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡対価と同じ1株当たり75円（配当還元方式により算定された価額）として、庚の上記所得税の申告をした。

③ これに対して、鶴見税務署長は、本件株式譲渡の譲渡対価はその時における本件株式の価額である1株当たり2,990円（類似業種比準方式により算定された価額）の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとして、各控訴人に対し、各更正処分等をした。

④ 控訴人らは、被控訴人（国）を相手に、異議決定による一部取消し後の各更正処分等の各取消しを求めて、審査請求を経て本件訴えを提起した（なお、異議決定では、類似業種比準方式により算定された価額は1株当たり2,505円である

とされた。)

原判決(平成29年8月30日東京地裁判決・TAINSコード:Z888-2119)は、「譲渡所得に対する課税の趣旨からすれば、譲渡所得の基因となる資産についての低額譲渡の判定をする場合の計算の基礎となる当該資産の価額は、当該資産を譲渡した後の譲受人にとっての価値ではなく、その譲渡直前において元の所有者が所有している状態における当該所有者(譲渡人)にとっての価値により評価するのが相当であるから、評価通達188の(1)～(4)の定めを取引相場のない株式の譲渡に係る譲渡所得の収入金額の計算上当該株式のその譲渡の時ににおける価額の算定に適用する場合には、各定め中「(株主の)取得した株式」とあるのを「(株主の)有していた株式で譲渡に供されたもの」と読み替えるのが相当であり、また、各定め中のそれぞれの議決権の数も当該株式の譲渡直前の議決権の数によることが相当であると解される。」旨判示し、原告の請求を棄却した(納付すべき税額に係る部分の各取消しを求める部分は却下)。

そこで、控訴人らがこれを不服として控訴した。

[A社の株主構成]				
株主\時期 氏名	本件株式譲渡前		本件株式譲渡後	
	株式数(株)	割合(%)	株式数(株)	割合(%)
庚	1,460,700	15.88	735,700	8.00
庚の親族	635,820	6.91	635,820	6.91
同族株主グループ計	2,096,520	22.79	1,371,520	14.91
B社	-	-	725,000	7.88
C社	2,224,400	24.18	2,224,400	24.18
研究会持株会	2,210,730	24.03	2,210,730	24.03
従業員持株会	2,315,150	25.16	2,315,150	25.16
その他の個人株主	353,200	3.84	353,200	3.84
合計	9,200,000	100.00	9,200,000	100.00

II 東京高裁の判断

(1) 所得税基本通達及び評価通達に定める評価方法の合理性について

① 評価通達178から189-7までは、取引相場のない株式の評価について、評価会社の規模に応じて場合分けし、大会社については、類似業種比準方式を原則的評価方法とすることを定める(同179、180)一方、「同族株主以外の株主等が取得した株式」については、例外的に配当還元方式によることを定めている(同188、188-2)。

② 評価通達188は、取引相場のない株式の評価について配当還元方式が適用される「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するかどうかを判定するに当たり、同族株主の有無によって評価会社を2つに区分した上で(会社区分)、同族株主のいる会社である場合には同(1)又は(2)の株式に該当するかどうかにより、同族株主のいない会社である場合には同(3)又は(4)の株式に該当するかどうか

かによって、それぞれ判定することとしている（株主区分の判定）。

③ 評価通達178から188-2までに定めるこれらの評価方法は、取引相場のない株式につき株式取引の実情等を踏まえたものとして一般的な合理性を有するものと認められる。

④ 所得税基本通達59-6が評価通達に定められた取引相場のない株式の評価方法を適用する際の条件を設けたのは、評価通達が本来的には相続税や贈与税の課税価格の計算の基礎となる財産の評価に関する基本的な取扱いを定めたものであって、譲渡所得の収入金額の計算とは適用場面が異なるところ、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するという趣旨を踏まえ、評価通達を譲渡所得の収入金額の計算の趣旨に則して用いることを可能にするためであると解され、このような考え自体は、合理性を有するものと認められる。

(2) 所得税基本通達59-6の(1)の条件下における評価通達188の議決権割合の判定方法について

① 所得税基本通達59-6の(1)は、評価通達に定められた取引相場のない株式の評価方法を適用する際の条件として、「財産評価基本通達188の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。」と定めている。これは、評価通達188の(1)は、「同族株主」につき、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の30%以上等である場合におけるその株主及びその同族関係者としているところ、その文理解釈だけでは、30%以上等である場合が、株式譲渡前の議決権について述べているのか、譲渡後の議決権について述べているのかは必ずしも明らかではないため、譲渡所得に対する課税が、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税するという趣旨から、30%以上等という基準は、株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権割合により判定すべきことを定めたということができ、このこと自体の合理性は認めることができる。

② ところが、被控訴人は、更に進んで、譲渡所得に対する課税の上記の趣旨から、評価通達188の(2)から(4)までに係る株主区分の判定についても、譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合により判定する旨を主張している。評価通達188の(2)及び(4)には、「株式取得後」と、同(2)から(4)までには「取得した株式」との文言があり、その文理からすると、株式譲渡後の譲受人の議決権割合を述べていることが明らかであるから、被控訴人主張のように理解するためには、同(2)及び(4)の「株式取得後」との文言を「株式譲渡前」と、同(2)から(4)までの「取得した株式」との文言を「譲渡した株式」と、それぞれ読み替えることを要し、所得税

基本通達59-6の(1)は、そのような読み替えを定めたものと理解することが必要となる。原判決も、この主張に沿う判断をしているものと解される。

③ しかし、租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解されるどころ、所得税基本通達及び評価通達は租税法規そのものではないものの、課税庁による租税法規の解釈適用の統一に極めて重要な役割を果たしており、一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記各通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである。

④ 本件においては、本件株式が評価通達188の(3)の株式に該当するかどうかで争われているところ、所得税基本通達59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかについて株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定める一方で、同(2)から(4)までについて何ら触れていないことからすれば、同(3)の「同族株主のいない会社」に当たるかどうかの判定(会社区分の判定)については、それが同(1)の「同族株主のいる会社」の対概念として定められていることに照らし、所得税基本通達59-6の(1)により株式譲渡直前の議決権の数により行われるものと解されるとしても、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定(株主区分の判定)については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。

⑤ 被控訴人は、譲渡所得に対する課税の趣旨から、評価通達188の(2)から(4)までについて、譲渡人の株式譲渡直前の議決権割合により判定する旨を主張している。しかし、そのような解釈をするためには、上記のような「読み替え」が必要となるが、所得税基本通達59-6の(1)の文言は、評価通達188の(1)の「同族株主」について述べているのであるから、評価通達188の(2)から(4)までの「同族株主」以外の部分までが上記のように読み替えられて適用される旨を読み取ることは、一般の納税者にとっては困難である。

⑥ 所得税法59条1項にいう「その時における価額」は、譲渡の時における資産の客観的交換価値で、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額(時価)を意味するのであり、譲渡人が会社支配権を有する多数の株式を保有する場合には、当該株式は議決権行使に係る経営的支配関係を前提とした経済的価値を有するものと評価され得る一方、当該株式が分割して譲渡され、譲受人が支配権を有しない少数の株式を保有するにとどまる場合には、当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないものとして評価されることとなるから、その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲

受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄であるというべきである。

⑦ そのため、議決権割合の判定基準時を文理解釈で決定できない評価通達188の(1)について、上記譲渡所得課税の趣旨に基づく条件(所得税基本通達59-6(1))を定めてその解釈を明確化することには、一定の合理性が認められるものの、株式取得後の議決権割合で判定する旨を定めていることが文理上明らかな評価通達188の(2)から(4)までについてまで、明文の定めもなく、上記譲渡所得課税の趣旨によって読み替えることは、所得税基本通達59-6の(1)があっても無理があるといわなければならない(なお、株式が分割して取引の対象となるという特性を有するものであることに鑑みると、会社支配権を有する多数の株式を保有する譲渡人が経営への影響力を廃する形で株式を分割して譲渡すること自体に問題があるということとはできず、そのような分割譲渡について殊更に租税回避の意図を見出してこれを実質的に否認するような解釈を採ることは、私的自治の観点からも疑問があるものといわざるを得ない。)

⑧ そうすると、評価通達188の(2)から(4)までについては、自由な取引において成立すると認められる価額について、譲渡人と譲受人の双方の会社支配の程度を考慮して規定された合理的な内容を有するものとして、これを読み替える明文の規定がない場合には、「同族株主のいない会社」の部分を除き、そのまま譲渡所得課税にも適用するのが相当である(所得税基本通達59-6は、このことを定めたものとして合理性を有する。)

⑨ 以上によれば、本件株式が評価通達188の(3)の株式に該当するかどうかについて、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定(株主区分の判定)については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。

(3) 本件株式の評価について

A社の株式は、評価通達における「取引相場のない株式」に当たり、かつ、同社には、本件株式譲渡の直前において、議決権総数の30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者は存在しなかったから、同社は「同族株主のいない会社」に当たる。そして、B社の本件株式取得後の議決権割合は7.88%であり、B社には同族関係者がおらず、その議決権割合はA社の議決権総数の15%未満にとどまる。したがって、本件株式は、評価通達188の(3)の株式に該当するから、所得税基本通達59-6、評価通達188-2に従い、配当還元方式によって評価すべきこととなる。

(4) 本件株式譲渡が所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるかについて

配当還元方式によっては本件株式の客観的交換価値を適正に算定することができない特別な事情があるとは認められないから、配当還元方式による本件株式の1株当たりの評価額(75円)は、本件株式譲渡の時点における本件株式の客観的交換価値として適正なものであると認められる。そうすると、本件株式譲渡における譲渡価格はこれと同額であるから、本件株式譲渡は、所得税法59条1項2号の低額譲渡には当たらないというべきである。

【コメント】

平成30年7月19日東京高裁判決は、昨年、当メルマガ127号で紹介した平成29年8月30日東京地裁判決(相続税の事案)の関連判決である。同日、所得税の事案についても判決があったが、納税者の請求は棄却・却下された。控訴審の東京高裁判決では、原判決を変更し、各更正処分等のうち、本件株式譲渡が所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たるとした部分については違法であるとして取り消された(納付すべき税額に係る部分の各取消しを求める部分は却下)。

なお、国側は、敗訴部分について、上告受理申立てをしたので、通達改正も含め、今後の動向が注視される。

《関連ホームページ等》

- T A I N S ホームページ <http://www.tains.org/>
- 日税研メールマガジンバックナンバー <http://www.jtri.or.jp/p/mailmag/bkno.php>

以上